

広島県告示第五百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十五年六月二十日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年六月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

川南近田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
福山市駅家町大字近田二四二番一地从先から 福山市駅家町大字近田四二七番一地从先国道四 八六号交差点まで	旧	八・〇〇〇 三四・〇〇〇	二三六・五〇	
福山市駅家町大字近田二四二番一地从先から 福山市駅家町大字近田四二七番一地从先国道四 八六号交差点まで	新	一七・六〇〇 三八・〇〇〇	一八〇・〇〇	ダブルウェイ